

# 平成22年塩尻市議会12月定例会

## 福祉教育委員会会議録

日 時 平成22年12月17日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第 1号 塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

議案第 7号 塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第 8号 塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第 9号 塩尻市文化会館の指定管理者の指定について

議案第10号 塩尻市精神障害者授産施設の指定管理者の指定について

議案第20号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目  
市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費中9目国民健康保険総務費、10目後期高  
齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラ  
ザ運営費、10款教育費

議案第22号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

### 出席委員

委員長 鈴木 明子 君

副委員長 石井 新吾 君

委員 塩原 政治 君

委員 金子 勝寿 君

委員 中村 努 君

委員 太田 茂実 君

委員 永田 公由 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

午前9時59分 開会

**委員長** 皆さん、おはようございます。定刻の少し前ではありますが、全員おそろいのようなので、ただいまから12月定例会福祉教育委員会を開会したいと思います。よろしくお願いたします。本日は、委員全員が御出席されております。あらかじめ皆さんにお伝えしておきますが、教育長さんより御近親の御不幸があり本日出席できない旨のごあいさつがありましたので、よろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして市のほうからごあいさつがあればお願いたします。

### 理事者あいさつ

**副市長** おはようございます。福祉教育委員会をお開きいただきまして大変ありがとうございます。お忙しい中、どうぞよろしく御審査お願いを申し上げます。本日、御提案を申し上げてある件につきましては、条例案件ほか、補正予算等でございますので、よろしく御審査をお願いをいたします。なお、私事で恐縮でございますが、初めての委員会でございます。どうぞお手やわらかによろしくお願いたします。

**委員長** はい、お願します。それでは、本日の日程について、副委員長よりお願いたします。

**副委員長** どうも御苦労さまでございます。きょうは、特別、視察等は準備しておりません。それで、恒例の懇親会ですけれども、午後5時45分からベルヴィホールの和室のほうで開催いたしますので、皆さん御出席のほうをよろしくお願いたします。以上です。

**委員長** よろしくお願します。いす席のようですので、大丈夫です。

それでは、11月期に異動がありましたので、異動になりました職員の方から自己紹介をお願したいと思います。

### [職員自己紹介]

**委員長** それでは、ただいまから議案の審査に入ってまいりたいと思います。

### 議案第1号 塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例

**委員長** それでは、議案第1号塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明をお願いします。

**社会教育課長** それでは、今、委員長からお話がありました議案第1号からでございますけれども、塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例ということでございます。これにつきまして担当課長のほうから御説明させていただきますので、よろしくお願します。

**文化財担当課長** それでは、よろしくお願いたします。議案第1号塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例について御説明いたしたいと思います。まず議案関係資料でございますけれども、1ページから3ページまででございます。それでは御説明を関係資料に基づきましてさせていただきます。

提案理由でございますけれども、塩尻市榑川地区文化施設につきまして、入館料を見直すことに伴います必要な改正を行うものであります。

概要につきましては、榑川歴史民俗資料館、中村邸、贅川関所・木曾考古館及び木曾漆器館の榑川地区文化施設4館につきまして、入館料をそれぞれ、個人を200円から300円に、それから団体を180円から240円に、また、4館共通の入館料につきましては、個人を600円から900円に、団体を540円から720円

に引き上げるものであります。

続きまして、条例の新旧対照表でございます。1枚めくっていただきまして2、3ページでございます。左側が改正案、右側が現行でございます。4条から9条までにつきましては、今回の見直しに伴います字句の整備等の改正でございます。一番上、4条をちょっと御説明申し上げますけれども、右側現行、市長は、特に必要があると認めるときは、入館料の全部又は一部を減免することができる。この全部又は一部減免することができる、という字句を、減額し又は免除することができる、という形に整備をさせていただいております。以上が9条まででございます。最後に、別表でございますけれども、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。先ほど概要の部分で御説明したとおりでございます。現行を左側の改正案のほうに直すという形でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、条例の施行につきましては、平成23年4月1日からでありますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**委員長** 説明を受けましたので、委員の皆様から御質問ありましたらお願いいたします。

**中村努委員** この入館料の値上げですね、この理由を教えてください。

**文化財担当課長** 入館料につきましては、財政課のほうの指示によりまして見直しを行っておりますけれども、榑川文化施設につきましては、一応合併当初の金額になっております。平成17年に合併をしておりますけれども、その時点の金額ということで、経営状況等が安定するなど状況を見る中でですね、今回値上げという形にさせていただきました。市の財政状況や社会状況もございまして、財源確保という意味合いもございまして、今回値上げという形に振りかえさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

**中村努委員** その金額の設定ですが、例えば、旧塩尻市内のどこかの施設にあわせたとか、そういう経過はあるんですか。

**文化財担当課長** これにつきましては、ちょっと私、説明不足でございましたけれども、平出博物館、短歌館、市営博物館等、現存しております今の施設が300円でございますけれども、その施設と同じにしたということでございますので、よろしくお願いいたします。

**永田公由委員** これ、高校生以上ということは、小中学生、保育園等は無料ということですね。

**文化財担当課長** 御指摘のとおり無料でございます。中学生以下ということで無料という形になっております。これは、ほかの博物館施設と一緒にございます。

**永田公由委員** それと、この入館料のいわゆる取り扱い、例えば集金だとか、振り込みだとかという、そういう取り扱いの要綱というのはどうなっていますか。

**文化財担当課長** 集金につきましてはマニュアルで行ってございますけれども、入金マニュアルほうにも、マニュアルを設定いたしまして、入金のマニュアルをどういうふうにするかということで、榑川文化施設は取り決めをしております。そんな形でまとめた金額について集金をいたしまして入金をするというシステムを取っております。また、それぞれにチェックをさせていただくという形でございます。

**永田公由委員** まとめたということは、例えば3日とか4日、1週間くらいまとめて金融機関へ振り込んでいくという扱いですか。

**文化財担当課長** 週に一遍集金をいたしましてですね、まとめてですね、それを1週間に一遍ずつ入金をして

いるという形を取っております。

**永田公由委員** その間はどうなっているわけ、現金は。

**文化財担当課長** その間につきましては、各施設ごとですね、金庫がございまして、その金庫のほうに保管をしているという、大きな金庫にまとめて保管をしているということでございます。毎日集金するのは、なかなか、ちょっと離れておりますので難しいということもございますので、いろんな事情からそういう形に今、金庫に、大きな金庫をそれぞれ各施設に備えてありまして、その金庫に保管をいたしまして、それをまとめて集金しているという形を取っております。

**永田公由委員** 本来ならね、毎日金融機関へ預けちゃったほうが安全だし、いろんな問題も起こらないんだけど、その辺はまた検討してください。

**副委員長** この料金の値上げによって、どのくらいの増収になりますか。年間の増収ですけど、どのくらいになりますか。

**文化財担当課長** 特にですね、増収になる部分について、資料を、ちょっと今持っていないものですから、もし何なら平成23年度予算に計上してございますけれども、ちょっと手持ちに資料がございませんので、後ほどまた御確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**太田茂実委員** 維持管理費というか、経費はどのくらいになっているんですか、人件費。

**委員長** わかりますか。

**社会教育課長** 各施設、臨時職員ということでございまして、おおむね年間110万円から150万円くらいの、施設それぞれ人件費がかかっております、ということでございます。冬期間等も、また日曜日、当然観光施設でございますので、開けなきゃならないということでスペアの要員も一人確保しながらの運用ということで、おおむね総額で150万円くらいの金額にしている格好でございます。

**太田茂実委員** これでさっきの、だれか言ったね、だれか聞いたじゃん。入館料の。

〔「人数」の声あり〕

**太田茂実委員** それがわかれば、納得するんだけど。人件費だけで終わっちゃうな。人件費をかけるかどうかだ。中村邸は結構ふえる。

**委員長** 済みません、その増額分について、じきに出来ますか。

**社会教育課長** 今、確認しに。

**芸術文化担当課長** 実はですね、入館者の推移を計算をいたします。それを提供した資料がございまして、ちょっと今、きょう、持っておりません。今取りに行きますので、ちょっとお時間をください。

**太田茂実委員** 結構、中村邸は多いんだよね、今までの経過から見ると。およそどのくらいかわかれば、本当はね、中村邸の。

**社会教育課長** 申しわけございません。詳細な資料でなくて申しわけございませんけれども、平成21年度までの入館料についてはですね、現在362万4,000円余の収入を実績として持っております。また、入所者につきましては、平成21年度で1万8,400人、それで現在までの入館者、平成22年度でございますけれども、1万1,800人余でございます。これは10月末の集計でございますけれども。若干、ことし落ち気味かなというような感じもございますけれども、予算案の時には大体ほばいけるだろうという部分で考えておりま

す。また、榑川関所から漆器館、それぞれございます。関所関係については、この中山道の歩けだとか、そういう部分でお寄りいただく方もふえてきておりまして、減というよりも微増というような感じで数字的には推移しております。そんなことでよろしければ。また詳細については、後から御報告をさせていただきますので、お願いいたします。

**委員長** その数字を聞いてからでないと、あれですか。

**太田茂実委員** これで利益を上げたとかそういうことじゃないからさ、ただ参考に聞いただけだから。

**委員長** いいですか。

**金子勝寿委員** これ、横並びにしなきゃいけない理由はあるんですか。考え方として、例えば中村邸は数字で間違いなくほかよりもたくさん来るわけですよ。もっと言えば、お客さんから見れば需要があるし、そういう場所だから。そことほかの、例えば木曾漆器館とか、こちらのほうが施設としては見応えがあるんでしょうけど、お客さんの数は少ないということ言えば、中村邸のほうがいわゆる価値が高いと考えたら、もうちょっと高めに設定しても、観光地のど真ん中ですし、いいのではないかなというところがあるので。商売がたきですね。ちょっと商売ベースの発想でいけないんですが、そういう発想があってもいいのではないかと。中村邸の価値というものをもう少し大切にしていけば、考え方についてどうですか。

**社会教育課長** 中村邸の立地、今もロケをやっているというような状況もございますけれども、今、南の駐車場から入ってですね、一番入りやすい場所であるという部分がございます。ただ、今度、北側に若干駐車場が移動してきた時に、今の立地が今までと同様の立地になって、お客様が必ず入っていただけるような立地になるのか、ちょっとまだかぎの手くらいまでが限界なのかなと思ったり、今まだ苦慮しているところでございますけれども、いずれにしても入りやすいから値を上げるというのもですね、なにかと思ひまして、今現在300円という、今回統一でやらせていただいているような状況でございますし、また、4館との共通券等の発行等も後つかみな部分がございますので、でこぼこさせない形です。現在行わせていただいているというのが実情でございますので、今後、もっと稼ぎ頭が出てくるようならまた十分検討しながらですね、金額について、上げる、または下げるというのはあまり好ましくないんですけれども、見直しも考えていければと思っております。

**金子勝寿委員** 指定管理は入れない予定ですか。検討をしたことはありますか。

**社会教育課長** 指定管理については、実はこれについては、検討、細かいところはしてございません。

**副委員長** この条例改正には直接的には関係ないですけれども、来年の4月からNHKの連ドラが始まりますけれども、恐らく奈良井を訪れる観光客も多分かなりふえるんじゃないかと思うんですけれども、何か観光的な対策等々は特別なものを考えていますか。

**社会教育課長** うちの施設がもうかればという部分ではなくしてですね、観光課のほうに事務局としてフィルムコミッションをあれして、今回、巢山さんのほうでもやっていただいているんですけれども、今回のロケの範囲内ですね、許される範囲の写真はできるだけ撮っていただけないかというような話はさせていただいてございます。それがNHKとスチール写真で飾られるのか、スナップとして飾られるのかわかりませんが、中にもですね、多少そういうものも、ロケ風景というような形で飾られるように努力して写真をちょっと撮ってきてくれないかというようなお願いは、現在してあるところでございます。以上です。

**副委員長** いい機会ですので、全国に発信してもらいたいと思うんで、いろんな面で考えてやってもらいたい

と思います。よろしくをお願いします。

**委員長** それでは、御質問をそれぞれ出されたようですが、よろしいでしょうかね。

〔「はい」の声あり〕

**委員長** それではお諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第1号塩尻市榑川地区文化施設条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。では、次に進みます。

### 議案第2号 塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第2号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

**福祉課長** それではお願いいたします。議案集の次のページにあたります、2ページ目、あわせて議案関係資料の4ページ目をお願いしたいと思います。説明につきましては、議案関係資料に基づきまして説明をさせていただきます。

議案第2号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について説明いたします。提案理由につきましては、ふれあいセンター洗馬の入浴施設を有料とすることに伴い、必要な改正を行うものです。

概要につきましては、入浴施設の1回当たりの利用料を一人につき200円と定め、利用料の減免、還付の規定を加えたものです。

条例の施行につきましては、平成23年4月1日から施行するものです。

続きまして5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。塩尻市ふれあいセンター条例の第10条で、利用者のうち入浴施設を利用しようとするものは、指定管理者に入浴施設の利用に係る料金を納入しなければならない。とし、利用料の額は、次ページの別表にございますとおり一人1回につき200円、回数券、6回分で1,000円とし、小学生以下の利用料は無料とするものです。

それから、11条では利用料の減免を、12条では還付の規定をつけ加えたものです。以上でございます。

**委員長** 説明がありましたので、委員の皆様から質疑を、あればお願いいたします。

**金子勝寿委員** パブコメをとったと思うんですけど、その結果はどうでしたでしょうか。

**福祉課長** 利用料、手数料の見直しにかかわりますパブリックコメントを11月の12日から12月の11日まで行いました。ふれあいセンターの関係でもありますので、窓口にパブリックコメントがありますので、御意見のある方はお寄せくださいということを出した次第であります。その中で、この見直し案件の中で1件だけ、これがありました。内容なんですけれども、見直しの案が200円としたのですけれども、民業、民間の公衆浴場との比較がなされていないのではないかということから、民間のコストを考えて利用料金は400円とすべきだという意見がございました。というのがパブリックコメントでございます。

**金子勝寿委員** パブリックコメントを利用するわけじゃないですけど、200円と出てきた根拠を教えてください。

**福祉課長** 200円の根拠でございますけれども、そもそもなんですけれども、この施設ですけれども、古く

なりますけれど、昭和52年の厚生省の通知、それに老人福祉センターの設置及び運営に関する要綱等が載っているんですけども、その中に、このような施設は無料にするということがありまして、それを準用しております。その中で、但し書きの中で、費用を徴収する場合には、直接経費、直接かかわるものについて以下のものにしなさいという通達があります。この中で、直接的な経費としましては1,364万円。これは、光熱水費とか、設備の保守点検、それと消耗品等をあわせたものです。これに、利用者数、ちょうど6万5,300人ほどでしたので、これを除かせてもらいました。その数字が208円となりましたので、そこから200円とさせていただきます。

**委員長** よろしいですか。

**金子勝寿委員** とりあえずわかりました。

**副委員長** 福祉センターの関係は高齢者が利用ということで、現在無料になっているんですけども、ふれあいセンターはちょっとケースが違うと思うんですけども、高齢者は無料にするということは考えなかったですか。

**福祉課長** この施設なんですけれども、ふれあいセンターは子供から高齢者までの交流の場ということで位置づけさせていただきました。その中で、60歳以上の利用者は、入場者数をとったものがあるんですけども、そこから見ますと61%が60歳以上の方だったということがあります。そして、市内には高齢者の無料の施設と言いますか、自由に使える老人福祉センターというのがありますので、その辺を利用をして、どうしても無料という方はそっこのほうで利用していただけないかということがあります。

それと、周辺の松本市だとか諏訪市にも同じような施設があります。その中で、例えば松本の、今度合併した波田には波田の保健福祉センターというのがあります。これはやはり高校生以上ということで、高齢に関係なく300円と。そういうのを取っているんですけども、老人福祉センターにおいては無料になってございます。また、諏訪のほうでは、老人福祉センターについては無料なんですけれども、諏訪市の総合福祉センターというのがあります。それは、いきいき元気館というのはお風呂なんですけれども、そこは12歳以上一律300円をいただいているということがあったものですから、周辺の状況を見させていただく中で、高齢者と、例えばこのような総合福祉関係のものについては交流的なものがあるものですから、高齢にかかわらず、減免措置はとらないということにさせていただきました。

**副委員長** 老人会等々のグループとかで使う場合には、減免の対象になるわけですか。

**福祉課長** 減免の対象は、例えばお風呂を使ったいきいき教室、手ぬぐいを使って体を乾布摩擦して元気にしましょうとか、そういうようなことを考えているんですけども、老人クラブがまとめた中での施設利用料の減免ということは、今のところは考えていませんが。

**永田公由委員** この10条の4項のところね、利用料は指定管理者の収入とする、とあるよね。ということは、指定管理料については、いわゆる、この利用料からの収入を差引いて市のほうは払うということですか。

**福祉課長** はい、次年度の指定管理料の関係なんですけれども、次の3月議会に審議をいただくことになりまして、今年度は指定管理料が3,738万円ほどでした。この中から入浴にあたっての利用料ということで、それを差引いたものと、今、考えてはいるんですけども、入浴者がどのくらいになるかわからないと

ということがあるものですから、精算をとというようなことが考えられるかなと思います。その中で、社協で、委託をしているんですけど、指定管理するんですけども、うちのほうで考えた人数と言いますか、大体110から120人を超えるものについては、社協の自助努力ということで、それを勘案する中で指定管理料を考えていきたいというふうに考えています。

**金子勝寿委員** 今の関連で、指定管理者のガイドライン、つくっていただいた、のほうでは、今、答弁があったとおりなんですが、自治体では万が一ですね、いわゆる非常に余剰金が予定よりも多くなった場合は、市のほうへ納めるといった協定書の内容を入れてある市もあるんですが、その辺はまだ検討してないですか。どのくらいはまだ予想がつかないからわからないというお答えかもしれませんが。

**福祉課長** このふれあいセンターにつきましては、当初から、どのくらい利用がつかないかということであって、年次協定の中でそれぞれ精算をさせていただくということでさせてもらっています。その中で、前年度におきましては、光熱水費等々で、結構天気が良かった、去年までは良くなかったんですけども、そのような点で精算をさせてもらったということがありました。ですので、また追加になってしまうんですけども、新しく料金を設定したところで、また3年くらいは状況を見るということでそのような精算をさせてもらうということ、年度協定の中で入れていきたいというふうに考えております。

**永田公由委員** 利用料の徴収方法は、どういうふうに考えていますか。

**福祉課長** 利用料なんですけれども、指定管理者が収入として受け取ることになるんですけども、これはまた、社協のほうで詳しい要綱等をつくってもらった中でその收受をするんですけども、クーポン券と言いますか、券を買っていただくというふうに考えてあります。それは、1回200円、6枚つづりで1,000円ということで、ちょうど1枚で安いということに考えまして、それを日々集計して、農協さんが近くにあるものですから、農協の閉まる前に納入すると。また、それ以降のものについては、金庫にしまう中で、次の日に精算して納めていただくというふうに考えております。

**永田公由委員** これ、券売機を使うのか、それとも窓口で対応するという事なんですか。

**福祉課長** 窓口でというふうに考えています。

**永田公由委員** それと、この施設自体がね、例えば入浴以外の利用、あれだけの設備があるんだけど、その辺については利用率は上がっているわけですか。

**福祉課長** この施設なんですけれども、やはり入浴者が9割くらいを占めています。でも、結構この施設でふれあいのマップづくりの講習会をやったりだとか、また調理室を使っただけのデイサービスの関係だとか、そのようなことで結構利用率としては、一般でも上がってきているというような状況です。

**委員長** よろしいですか。それでは、特別、御意見ありませんね。それでは、ないようですのでお諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第2号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。



**議案第7号 塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定について**

**議案第8号 塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定について**

**議案第9号 塩尻市文化会館の指定管理者の指定について**

**議案第10号 塩尻市精神障害者授産施設の指定管理者の指定について**

**委員長** 次は、議案第6号から第10号までについて、それぞれ指定管理者の指定についての議題となっておりますので、一括して説明を受けていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。それでは、議案第6号から第10号まで、それぞれ説明をお願いいたします。

**福祉課長** ではお願いたします。塩尻市障害者福祉センターの指定管理者の指定についてお願したいと思ます。議案第6号塩尻市障害者福祉センターの指定管理者の指定について、御説明させていただきます。議案関係資料の13ページになりますが、お願をしたいと思ます。

提案理由ですけれども、塩尻市障害者福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願するものです。

概要について申し上げます。対象施設は塩尻市障害者福祉センター、所在は塩尻市大字広丘野村1788番地86、指定の相手は社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年です。

塩尻市障害者福祉センターは、市の障害者福祉の拠点施設として障害者等の福祉の増進と自立の保障を図ることを目的に昭和62年4月に設置されたものです。指定管理者選定にあたりましては、指定管理者制度の運用のガイドライン3の3にあります募集方法の徹底等に、非公募による選定する場合の具体的な基準が2個あります。それに、設置目的や設置経過等から公募になじまない施設に該当するものであります。施設の設置目的や並行する相談事業等、サービスの専門性、特殊性から、特殊の団体が持ちます専門的な技術を蓄積した中で、運用と施設管理が必要なことから、前回と同様、非公募とさせていただきます。その中で、塩尻市社会福祉協議会が、10月7日ですけれども、塩尻市公施設指定管理者指定申請書の提出を受けまして書類審査をし、その後、10月14日に施設長によるプレゼンテーションをもとに、福祉事業部内におきまして指定管理者審査基準採点を行ったものです。その結果をもとにしまして、11月4日ですけれども、塩尻市公施設指定管理者選定審査会において総合的に審査を行いまして、指定管理者として適当と認められると判断されまして指定候補者として選定された次第でございますので、指定管理者としてのお認めをいただくようお願をするものです。

続けてお願いたします。続けて17ページなんですけれども、議案第10号にあたります。塩尻市精神障害者授産施設の指定管理者の指定について、ごらんいただきたいと思ます。これ、17ページなんですけれども、その中で提案理由でございますけれども、塩尻市精神障害者授産施設の指定管理者を指定することについて、同じく地方自治法の規定に基づきまして議会の議決をお願するものです。

概要につきましては、対象施設は塩尻市精神障害者授産施設、所在は塩尻市大字広丘野村1788番地433、指定の相手は社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会です。指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年とさせていただきます。

塩尻市精神障害者授産施設は、精神障害者の福祉の増進を図り、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的に平成13年に開設されたものです。指定管理者選定にあたりましては、障害者福祉センターと同様、提供す

るサービスの専門性等から非公募とさせていただきます。ほかの内容につきましては、先ほど説明させていただきました障害者福祉センターと同様な手続きを踏んでまいりました。私からは以上をお願いいたします。

**長寿課長** 私からは、議案第7号、議案第8号、長寿課に関する施設の指定管理について御説明を申し上げます。議案関係資料14、15ページをお願いいたします。議案第7号塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、塩尻市デイサービスセンターの指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。選定についての経過につきましては、先ほど議案第6号で福祉課長から申し上げたような経過をたどり、社会福祉協議会からプレゼンテーションを受け、塩尻市公施設指定管理者選定のための審査会で決定をし、本日お諮りをするものでございます。

2の概要について申し上げます。(1)つくしの郷でございますけれども、認知症高齢者のデイサービスセンターでございます。施設の所在地は塩尻市広丘堅石2150番地。指定の相手方は広丘堅石2145番地388、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会。指定の期間でございますが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

つくしの郷でございますけれども、平成2年4月に旧桔梗荘を増改築してできた施設でございます。平成11年4月に桔梗荘が移転するに伴いまして再び増改築を施し、同年8月から塩尻市社会福祉協議会に認知症高齢者のデイサービスセンターとして管理運営を委託し、平成18年から指定管理者として塩尻市社会福祉協議会が管理運営をしてきた施設でございます。

まず、指定の期間を3年間としたことでございますが、老朽化によりまして使い勝手が悪く利用者が伸び悩んでいる施設でございます。市といたしましては、介護保険事業を実施している施設につきましては民間の参入が可能であることから、建てかえによる新たなデイサービスセンターの施設は整備しない方針でございますけれども、期間を5年間と長期にせず3年間とし、その間に指定管理者である塩尻市社会福祉協議会に、現に利用されている方を考えました今後の方向性を検討していただこうと考えまして、指定期間を3年間としたものでございます。

社会福祉協議会を指定管理者といたしましたのは、ガイドラインの非公募による選定する具体的な基準の2、設置目的や設置経過から公募になじまない施設として、指定期間が3年間と短いこと、認知症高齢者を対象としたサービスであることから、事業者が変わることによる利用者の混乱をできるだけ避けようとしたこと、社会福祉協議会が実施をしてまいりました認知症高齢者のデイサービスの運営が、通所者とその介護者本位のサービスが提供されており、その専門的なノウハウを評価したこと、他の事業者が受け入れできないような重度の方については、社協の使命として受け入れてきたこと、を評価したことによるものであります。

次に(2)のすがの郷、(3)の田川の郷、(4)のみどりの郷について申し上げます。これらの3施設は、資料議案第8号の塩尻市老人福祉センターとの複合施設でございますので、一体的に管理することが合理的な施設でございます。議案第8号とあわせまして一括して御説明をさせていただきます。

所在地は、すがの郷が平成6年4月の開設でございますが、塩尻市宗賀1298番地の514。田川の郷、平成9年の4月の開設でございますが、所在地が塩尻市広丘吉田2219番地の1。みどりの郷、平成14年4月の開設でございますが、塩尻市峰原173番地1。指定の相手方は塩尻市社会福祉協議会とするものでござい

ます。指定の期間は、安定した運営を図る意味で前回同様5年間とするものでございます。

塩尻市社会福祉協議会を指定管理者といたしましたのは、特に、老人福祉センターにおきましては高齢者の健康の増進、教養の向上等の便宜供与とともに、地域と密接なかかわりをもちながら地域福祉の拠点としての役割を果たす必要があり、塩尻市社会福祉協議会を管理者とすることで、社協の分館や民生委員、福祉協力員等の地域福祉活動のネットワークを生かした地域支援活動の役割を果たすことができること、施設でボランティアの育成を行い、小中学校、保育園等との連携を図る中で福祉教育を行うことができ、地域住民が福祉への理解を深めることができることから、塩尻市社会福祉協議会を指定管理者としたものであります。

また併設のデイサービスセンターにつきましては、老人福祉センターと同一の事業者が指定管理することが効率的で、利用者へのサービス向上が図れること、また塩尻市社会福祉協議会が自らの使命といたしまして、重度の方を始めどのような来所者でも受け入れていること、ほかには、介護報酬の目安で要支援1の方の利用が週1回、あるいは要支援2の方が週2回とされていることに対しまして、利用者の状況に対して柔軟に対応する等、民間の事業者を上回るサービスを提供していたことを評価いたしまして、塩尻市社会福祉協議会を指定管理者としたものでございます。私のほうからは以上でございます。

**芸術文化担当課長** 議案第9号塩尻市文化会館の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。議案関係資料につきましては16ページであります。提案の理由でございますけれども、先ほど来申しております、塩尻市文化会館の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、施設の名称が塩尻市文化会館でございます。所在地につきましては塩尻市大門七番町4番8号、指定でございますけれども、相手が塩尻市文化振興事業団でございます。塩尻市文化会館につきましては、市の芸術文化の拠点施設としまして皆様に親しまれ、愛される施設を目指しまして、平成18年に指定管理者制度を導入してございます。今回につきまして、塩尻市文化振興事業団を非公募にて選定をお願いしたいと思っております。この選定の経緯につきましては、先ほど各施設で御説明したとおりでございまして、そういう経過に基づきまして、現在進めてきております。

選定の主な理由につきましてでございますけれども、今回が第1回目の更新ということになりますけれども、今まで過去、文化振興事業団につきましては14年間、指定管理者としては5年間、文化会館の施設管理をしてきたという、長期に渡ります培った豊かな経験と、それから十分な経営規模を有すること、また安定した管理運営と経費削減が図られるとともに、地域に密着した円滑な芸術文化事業の実施が可能であるということございまして、そういった観点から引き続き指定管理者として指定してまいりたいというものであります。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**委員長** それでは、議案第6号から第10号まで説明を受けましたので、委員の皆様より質疑をお願いいたします。

**太田茂実委員** それぞれセンターのですね、利用者を教えてください。現在の利用者を。

**福祉課長** それでは、利用者ということでございますけれども、障害者福祉センターからですけれども、年間の延べ利用者数が2,561人になります。

**太田茂実委員** 二千五百。

**福祉課長** 済みません、大きな声でお答えしたいと思います。

**太田茂実委員** 2,500ですか。

**福祉課長** 2,561人でございます。そのほかに障害者の授産施設、精神障害者の授産施設ですけれども、これは平成21年ですけれども、開所日数が254日で、延べの利用人数は3,819人になります。先ほどの、済みません、障害者福祉センターの開館日数は239日になっています。

**長寿課長** 高齢者の関係の施設の利用人数でございますけれど、まず、つくしの郷でございますが、平成21年度の実績で年間3,190人の御利用でございます。それから、すがの郷でございますが、まずデイサービスセンターでございますが、年間357日の開設をしております、利用人数は平成21年度で7,075人。それから老人福祉センターでございますが、年間242日の開設をしております、御利用については年間1万2,610人でございます。次、田川の郷でございますが、デイサービスセンターが年間7,075人、老人福祉センターが1万2,610人。それから、みどりの郷でございますが、デイサービスセンターが年間7,010人、老人福祉センターが1万1,316人でございます。

**芸術文化担当課長** 文化会館でございますけれど、平成21年度の4館でございますけれども、大ホール、中ホール、ギャラリー、リハーサル室を含めまして、入場者数につきましては9万5,092人でございます。

**金子勝寿委員** 指定管理者のガイドラインにある、いわゆる選定会の総合評価表と、あと、いわゆる公に公開するはずのガイドラインの15ページにある、選定結果の公表ですね、この2つの書類、作成されていると思うのですが、提出をお願いしたいと思います。

**委員長** 選定の書類、作成されたものを提出していただきたいということですが、よろしいでしょうか。

**金子勝寿委員** 審査会で、結果、この2枚あるはずなので。

**福祉課長** 審査会の結果ですけれども、ガイドラインによりますと、実は指定管理者議案の議決後、選定の経過と審査内容の概要を、定められた様式によりホームページや広報等で広報するということにされております。それぞれ丈のそろっていないところもあるものですから、その辺を調整させていただいて、また広報には出させていただきますが、出てきたものはありますので、出すことはできます。一応中の資料として、公に出す前のものとしてのものはございますので、それだけでよろしいでしょうか。

**委員長** 全部の関係、よろしいですかね。お願いいたします。

**永田公由委員** このデイサービスセンターの指定管理と老人福祉センターの指定管理について、指定管理料というのは含めて、つくしの郷を除いては3カ所が一緒に入っているということだね、含まれているということではないかね、指定管理料。

**長寿課長** おおの、いわゆるデイサービスセンターのほうについては指定管理料というのは生じておりませんので、おおのの老人福祉センターについての示された指定管理料というものが生じるものでございます。

**永田公由委員** つくしの郷はどうなっているの。

**長寿課長** つくしの郷には指定管理料は生じないということでございます。

**永田公由委員** 生じないということは、市からは一銭も行っていないということ。

**長寿課長** 市からは指定管理料はお支払いをしないということでございます。

**永田公由委員** じゃあ、福祉協議会のほうで。

**長寿課長** 大変失礼しました。介護保険事業を行っておりますので、介護報酬の中で運営をしていただいているということになります。

**永田公由委員** 社会福祉協議会に市から一人派遣をされていますけれど、この職員の派遣というのは、今後とも続けていくという考えですか。

**福祉事業部長** 社会福祉協議会の職員が現在育っているところですので、将来的にはまた検討する時期があるかとも思いますが、当面は派遣を続けていくものと思っております。

**永田公由委員** 大分ね、社協のほうも、いろんな職員が育ってきているようなもので、できるだけ早い段階で職員の派遣というのはやめて、自立、独立して言やあ変だけどね、していく方向でお願いしたいと思っております。社会福祉協議会の給与体系というのはどうなっているわけですか。

**福祉事業部長** 市に準じての給与体系になっております。

**太田茂実委員** 社会福祉センターの問題になった重油漏れがあったわけですが、これだけの施設が指定管理になっているのですが、その、何と言うかな、消費状況というのはどんなチェックをしておられるのか、お聞きしたいと思っております。

**長寿課長** 最後のところが聞きとれなかったもので、申しわけございません。

**太田茂実委員** 消費状況の、要するに灯油にしても重油にしても電気にしてもね、そのチェックはどういう体系で行っているのか。

**長寿課長** 消費量につきましては、いわゆる燃料、水道、電気、おのおのにつきまして、毎月ですね、その数字と支払ったお金について、前年度、前月の数値と比較をする形で報告を受け、それを施設、それから社協の事務局、それから私どもでチェックをし、特に目立ったものがあった場合については、その理由についておのおのが考えて見ていくというふうにしております。

**太田茂実委員** 考えていたじゃいけないが、原因を追及しなければおかしいと思うけど。まあ、そういうことをしておればね、また社会福祉センターのことを言って悪いけれど、そういう問題は起こらなかったと思うんですよ。毎月きちっとこの三者でチェックしておればね。そういうことを、今の関係のこれだけの施設を指定管理するわけですから、どんなチェック方法をしているかなと思って聞いたんですよ。

それからもう1点、いいですか。いつも私、気になるのは、文化会館のですね、これも指定管理というが市が直接管理しているようなものですけども、理事長が市長ですから。問題は、利用度合いは非常に高いというようにことを言われているわけですけども、問題はやはり貸し館業務がね、ふえていかなければ、これだけの建物を維持管理しなきゃいけないわけでしょう。そういったものは、どんなことで貸し館業務のPRをしておられるのかなと思っているんですがね。どうしても近隣の、松本の芸術館だとか、あるいは岡谷のカノラホールとかですね、そういったものをいつも比較検討しちゃうんですけども、そういったことに比べて、どんなPRをされて、そして利用を勧められておられるのかということをちょっと。

**芸術文化担当課長** 文化会館につきましては、今回、仕様書等も含めまして見直しをいたしまして、まず開館日数の増加でございます。利用する開館日数を多くして、少しでも多く利用していただくという形を取らせていただく。もう1つは、芸術文化アドバイザーという形でございまして、今まであそこにプランナーという形で

おりましたけれども、明確に市民の方々が芸術文化を開催するにあたって、相談をかける方の位置づけを明確化にしたということで、現在います、あそこにいる職員をそういう形の位置づけにしまして、さらにそういうことでサービスの向上を目指していくこと等を含めまして、今検討をしているところであります。

**太田茂実委員** 先ほど、約9万5,000人利用されたと言われたんですけども、有料でこの開館に入った方は何人くらいおられるのですか。

**委員長** わかりますか。

**芸術文化担当課長** 済みません、内訳の資料がございませんので、また後ほど、済みません。大変申しわけないですけれども、提出させていただきます。

**太田茂実委員** 興行はね、あまり。不景気なことばかり言っちゃ悪いんだけど、やっぱり興行の会社が借りたいという状態になって来なきゃだめだ。いつあいてるかね、いつこの会館を使えるかどうかということを問い合わせが来るようでないといけないんですよ。ただ、会館はあいているから、利用者は多いからというだけでは、やっぱり指定管理をしていく管理者としてね、いかにして価値を高め収入を上げていくかということを考えていかなきゃいけない。私はそう思っているんだがね。そうしないと、やがてもう、これ、開館して何年ですか、20年近くなるでしょう。

**芸術文化担当課長** 開館したのは平成8年の10月でございます。

**太田茂実委員** 相当やはり、維持管理費、修理費がかかってくると思うんですよ。だから、そういった面を考えて、やはり本当に貯金ができるような、一般家庭で言えばね、そういう状況をつくっていく必要があるかなといつも思っているんですよ。だから、箱物行政、箱物行政と言われるけれども、箱物をつくれれば必ずそれだけの維持管理費、また償却がついてくるということになるわけだから、そういった点を、そんなことを考えてやっておられるのかなということをお聞きしたかったんです。

**社会教育課長** カノラまた松本このかいわいでは、県文から始まりまして、松本市の大変大きなホールに囲まれている中の当文化会館でございます。そういう中ですね、大きいところでは小回りが利かないという部分がございますので、そういう部分を含めて長所をできる限り生かすような形ですね、今後、お客さん、またニーズをとらえながら、また誘客、しかもお金の取れる興行を入れていくようなことになる、一層努力をしてみたいと思いますのでよろしくをお願いします。

**委員長** よろしいですか。

**太田茂実委員** まあ、さらに魂を入れてもらいたいので、ここでちょっとお願いいたします。

**金子勝寿委員** 先にそっちの文化会館の関連で、先ほど非公募だという理由はお聞きしました。長年管理してきたということと、特定の専門性が必要だということなのですが、毎年、管理委託料が5%ずつ削られていくということ。一方で、今後誘客につとめたいと。これ、具体的にどの辺を削っているのか、いつも予算とか決算の時になかなか出てこないんですが、その辺。多分、私3回ぐらい予算を迎えたのが、毎年削られて、削られて、それで誘客をふやしていくのかと思うところもあるのですが、まず削るところは、どこを削っていくかどうか。

**芸術文化担当課長** 部分的に削るということではなくて、事前にこれにつきましてはですね、指定管理者のほうと毎年協議をいたしまして、基本協定の中に幾らにするかということを盛り込んでいるわけなんですけれども、市の財政状況等もあるものですからね。それから、指定管理を導入した理由の一つが、維持経費で、非常に経費

縮減を図りスリム化していくということでございますので、指定管理者につきましてそこら辺の努力をしていただき、またどの部分を削るかというのはですね、お互いに、全体的な額をどのくらい削れるかということで事前に協議をさせていただきます、毎年。それによって指定管理料を決めさせていただきます。一方的にこちらからお願いするということではございませんけれども、うちのほうもいろいろ厳しいラインがございますものですから、この辺でお互いに話し合いをして、全体の中で幾ら削減をしていくかということで、細部につきましては指定管理者のほうで対応について検討をして、どの部分を落とすかということで決定をしております。そんな形で毎年協議をした上で管理委託料の決定をしております。

**金子勝寿委員** 結果的に、これ、非公募にしなくて公募でもいいんじゃないかなという施設だと思うんですよ。これは、私的な個人的な考えですが、いわゆるほかの福祉施設は確かに社協でやったほうが良いと思います。ただ、このレザンホールに関しては、駅からの徒歩5分圏内にあって近隣、中信地区で5分圏内にあるこれだけ大きなホールはありません。そういう中で、非常にイベントの可能性というのはあると思うし、確かに山手というところの財団が、事業団が行ってきたことによることも多いでしょうが、いわゆる開館時間を延ばしたいとかいう話になった場合に、職員並みの経費というのを考えた場合は、民間に委せてもこの分野は十分やっていけるのではないかなと思います。その辺を検討しなかった理由、何か、非公募に、もう一度、答弁を。

**芸術文化担当課長** これにつきましては、新聞等でも4月に報道されておりますけれども、例えば県の松本の県民文化会館の例もございますけれども、民間に委託をしましてですね、いわゆる市民芸術文化団体とうまくいかなかったという状況があります。単なる文化会館はそういう公という位置づけがなくでですね、市の文化芸術の拠点施設であるということでありまして、芸術文化の振興を図るという意味で非常に地元のそういった芸術文化団体との密接な関係も築いていかなきゃいけないという点がございます。全国的にこういった文化施設について指定管理者を導入はしておりますけれども、傾向的にはそういった形で非常に地域のことをよく知って、またそういう人たちとの関係も良い関係を築けるような、やっぱりそういった指定管理者でないと、なかなかうまく円滑な運営はできないという面がございます。御指摘のように他の団体でもいいのではないかなというお話もございますけれども、何分、長年これだけ文化会館をし、なおかつ市民芸術文化団体との交流もございますので、そういった意味でやっぱり円滑な文化会館の運転をするには、今の文化振興事業団が適任だと、そういう判断をさせていただきます非公募という形にさせていただきました。

**金子勝寿委員** 今のは、これ以上やっても水かけ論になるのですが、ちょっとじゃあ視点を変えて、いわゆる料金収入というか、財団自体が貸したことによって得てきた収入というのは、ここ過去何年かでどのくらい、そして落ちてきているのか、伸びてきているのか、横ばいなのか、もし手元にあれば。

**芸術文化担当課長** いろいろ収入がございまして。年度ごとにちょっとお話をさせていただいてよろしいでしょうか。これについて、利用料収入につきましては、指定管理者制度を導入した時点ですでですね、指定管理者に、今までは市のほうの収入という形になっておりましたけれども、指定管理者の収入という形にさせていただきます。平成18年度においては914万5,570円、それから平成19年度が970万4,445円、平成20年度が1,414万300円、それから平成21年度が952万5,700円ということで、おおむね1,000万円ちょっと欠けるくらいな形で推移しております。年度によって、非常に事業等、会館の状況によりまして利用料収入は変わってきますので、一概にどうだということは言えませんが、おおむね1,000万円近く

の収入があるということで御理解いただきたいと思います。

**金子勝寿委員** いろいろ御検討いただければいいと思いますが、恐らくこれからね、老朽化してメンテナンスとかで経費がかかってくる場合、いたし方ないと思いますが。どうしても予算で定率で削っていつているのが、もう推移でわかるので、この辺、積算、少し見直すなり、また必要なところには逆に委託料をふやす部分もあっていいと思うので、その辺、削ってしまうと結局、いわゆる人を集める部分の投資の部分が出てこないと思うので、要検討をしていただきたいと思います。私は以上です。

**太田茂実委員** ちょっとバスのことでね、福祉バスのことでちょっとお聞きしたいんだけど。今、独自に各サービスセンターというか、サービスセンターだな、独自で福祉バスを運転してるよね。そのほかに、振興バスが回ってくれないかという要望が結構多いんだよね。独自の福祉バスというのは、どういうダイヤで回って、まだそういう利用者の要望があるということは、どうなっているのかね。

**長寿課長** 老人福祉センターのバスのことであろうかと思いますが、老人福祉センターのバスにつきましては、講座、年間ですね、生きがい講座、講座を募集をしまして、講座によって回っているもの、それから、おのおの老人福祉センターの地区割によって回っているもの、この2種類でございます。

**太田茂実委員** オフトークなんかでも、きょうはどこどここの巡回予定だとかってね、放送しているわけだ。それに乗れば利用者は、オフトークがない人もあるかも知らんけど、そういうのが徹底しておればね、その時間に待っておれば乗車できるわけでしょう。

**長寿課長** はい。

**太田茂実委員** まだ、振興バスを回してもらえないかということも、声を聞くんですよ、声を。そうすると、そんなに福祉センターのためにバスばかりとんで歩いているわけにいかないと思うんだが、その辺はどうなっていますか。

**長寿課長** 老人福祉センターで送迎をしていますのは、原則として団体の方でございまして、福祉センターのバスを路線にお回しするというのは、振興バス以外のバスをお回しできる。

〔「社協だ」の声あり〕

**太田茂実委員** 団体じゃない。

**永田公由委員** 社協の次長来てるから、そっちから説明してもらえばいい。

**委員長** 老人福祉センターの今、課長の答弁では講座の時、講座を受講する人のために巡回をしたり、地区割があつて、きょうはどこどこ地区というようなことでバスを回して、その地区の方が利用できるように送迎をやっているという御答弁だったと思うんですけども、それよりさらに振興バスを運行してほしいという声があるが、そのような需要とかがあるのかも含めて、バスの巡回のことについて、きょう、社協の事務局次長が見えているので、そこら辺の状況がわかればお話をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

**社会福祉協議会事務局次長** ただいま委員長さんがおっしゃったとおりでございまして、老福のバスにつきましては、老福の団体の利用者から申し込みがございますので、そのコースに沿ってその時だけ運行するというものでございまして、振興バスとは性格がまるで違うものでございます。老福バスを振興バスみたいな運営をするという。

**太田茂実委員** そうじゃなくて、こうやって聞いてみると、今、老人福祉の関係でも各施設1万2,000人



から3,000人ぐらい利用されているわけでしょう。そうすると、聞いていると、きょうは例えば広丘の西地区を回りますよと。利用される方は御乗車くださいと、こういうわけだね。ところが、そのほか、振興バスも結構通っているわけです。それだけ交通にかかわる便宜を図りながら、まだ振興バスを回してもらいたいというような要望が多いわけです。だから、利用者をどういうふうにしてバスを利用させているのかなと思って。ところが、今聞いてみると団体だと言うけれど、団体じゃないですよ。方々に停車しているんだもの。

**福祉事業部長** 今の広丘西地区というお話がありましたけれども、例えば西地区がいきがい講座をやるということになりますと、みんな予約してまして、例えばみどりの郷ですと、きょうは大門六番町、きょうは大門一番町、田川町とかというふうに予約してまして、そうすると、六番町の予約の日ですと六番町の中を何力所か回らしてその人たちを集めて、みどりの郷へ連れて行って、そこで高齢者生きがい講座というのをして帰って行きますので、そういうふうに地区の人を集めて運んでいるということは、そういう意味で団体が利用しているということによってやっておりますけれども。あと、創作講座は、創作講座に例えば20人ぐらい散らばって希望なさっていますと、その大体の振興バスと同じようなバス停になってしまいますけれども、そこで待っている創作講座の利用者の方をずっと乗せて創作講座の会場まで行って、創作講座が終わってまた会場から送ると、そんなようなことで常に団体利用というような形で利用していただいております。

**太田茂実委員** 大体わかったけど、行ったら塗り絵やったりさ、お手玉やったり花札やったりしているのだが、そういう衆を団体、生きがい講座になるわけ、それでも、そういうことかい、済みません、認識不足で。だけど、そのバスがありながら、まだ振興バスを回してくれという、ものすごい要望があるわけです。だから、その辺のところをね、よく、お年寄りに話をしておいてもらわないと、何でも自由になると思われちゃう。

**福祉課長** 委員長、済みません。先ほど金子委員からありました総合評価表ができましたので、お配りしてもよろしいですか。

**委員長** はい、お願いします。

済みません、私から。今の振興バスの需要があるというのは、私、みどり湖の社会福祉センターが休止になった影響をお聞きする中で、お風呂としてね、お風呂に入るということを目的として老人福祉センターを利用されている方も相当数いるということがわかりまして、そういう方たちは、日常的にその施設を利用したいということで、地域振興バスの乗降客数にも影響があったというようなことにも見られるように、大きい利用の目的として入浴というのがあるということが、今回のこともありましてわかったところで、多分、そういう方たちが足、交通の便を求めて振興バスの利用を希望しているのではないかなというふうに思うんですけども、振興バスを利用されて来ている方、あるいは入浴を主な目的として利用されている方の実態というか、割合とかというようなことがわかりましたら、ちょっと教えてください。

**福祉事業部長** 今回の社会福祉センターの入浴施設ができなかったということで、先ほど言ったように団体の方はバスの送迎があって、個人の方はお風呂が目的で、やはり振興バスを乗り継ぎながら社会福祉センターとかいろんな施設へ行ってもらいます。今回、振興バスの統計を見させていただきますと、社会福祉センターの路線が、ちょっと不確かですが三千数百人減になっているという、この間報告がございましたので、やはりその方たちは個人でお風呂とか、あそこへ行ってお友だちと話をするというのを楽しみに行かれていますと思っております。

**委員長** 他の老人福祉センターについても同じようなことが言えるというふうに考えてよろしいでしょうか。そういう方たちの利用もあるんじゃないでしょうかね、バスの大きなところに。

**太田茂実委員** わかりました。

**委員長** それでは、ほかに御質問がなければ。

**中村努委員** つくしの郷の関係で、先ほどの説明で、ここだけ3年間で社協と利用者の意向を聞きながら云々という説明があったのですが、何を投げかけているんですかね。

**長寿課長** つくしの郷についてはですね、老朽化が著しい施設でございますが、非公式ではありますが、施設、今のままの施設だとちょっと利用者がじり貧になるであろうということは、社協のほうからも聞いております。私どももちょっとそういうふうにとらえていまして。だからといって、現に利用されている方がいらっしゃるわけなものですから、その利用者、市の方針として将来的に介護保険施設はつくらないという方針でいるんですけども、それについてまた今後、社協のほうでまず利用者の皆さんに御不便をおかけしないようにしながら、介護保険施設としてのものは社協のほうでいかがというようなことをですね、相談をしているところでございます。

**中村努委員** そうすると、今現在、認知症に特定した施設ですよね。それをどこかに介護保険事業者につくってもらおうということになるわけですか。

**長寿課長** 市がその施設を新たに更新はしないということになりますと、どこかの事業所につくっていただくということになりますけれども、実際に、今、現に社協のサービス、社協の指定管理者による施設を御利用していただいているものですから、社協も含めて利用者の今後についてはどうしていきましょうかということ相談していくというふうに考えております。

**中村努委員** それから、つくしの郷の場所の広丘ふれあいセンターの計画というのが、どこかへ消えちゃっているような気がするんですが、現状はどうですか。

**福祉課長** 広丘のふれあいセンターの関係ですけれども、現在、次年度くらいに福祉の中長期ビジョンというものを考えています。例えば、社会福祉センターの今後のあり方、老人福祉センターのあり方、それぞれ全部の中で、今後を見据える中で考えていきたいというふうに考えています。その中で、広丘の、仮称ですけどもふれあいセンターをどのようにしていくかということも考えていきたいと思っております。

**委員長** よろしいですか。ほかに。

**金子勝久委員** もうちょっと。休憩とってもらったほうがいいですね。資料で配られたり。

**委員長** 済みません、まだ質問が続くそうなので、短く5分程度、休憩をさせていただきます。

午前11時16分 休憩

---

午前11時25分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。休憩前に引き続いて議案第6号から第10号までについての質疑を行います。続けてどうぞ。

**金子勝久委員** いただいた総合評価ということで、文化会館の関係。この評価表の選定基準の施設の管理費用の縮減が図られているということで、35点中28点ということになっていますが、将来に向けてこのコメントにあるように、先ほど説明があったけれど、開館日の増加による収入増と管理委託料や管理費による経費削減等

の提案であるというところで、管理委託料や管理費による経費削減等の提案って、具体的にどの辺を経費削減するという提案があったんですか。

**芸術文化担当課長** ほとんどですね、正直言います、今までこの5年間で随分スリム化してきております。いろんな部分について、例えば清掃委託だとか、舞台の関係等もございませぬけれども、この管理費を、スムーズにいくようにその辺も日数を検討をしたりとかです、あと、管理部分、委託費含めて、全体的にトータル的に、どこを削るかという細かい部分ではなくて、トータル的に細部の見直しをしてスムーズな形で委託ができれば、事務の見直しをしたり、また内容的なところについて将来的に見直しをしていくということでございます。

**金子勝寿委員** ここをどうするじゃなくて、全体的に平たくなでてという考え方ですね、ということですか。

**芸術文化担当課長** 言い方がちょっとまずくて申しわけございませんけれども、非常に全体的に、どの部分を削るということはもう、先ほどから何度も同じことを申しておりますけれども、この5年間で随分スリム化を図っているものですから、特にさらにその部分を検討を重ねて見直しができる部分について洗い出しをしているというふうに御理解をいただきたいと思います。どの部分を特定してということは、ちょっと言いづらい部分がございますので、よろしくおしいたいと思います。

**生涯学習部長** 課長から答弁申し上げておりますように、全体的でやっているんですけど、ここ5年間で一番大きな特徴はですね、今まで市のほうから派遣の職員が3名おまして、館長、副館長、係長と。14年経過しまして職員がだんだん育ってまいりましたものですから、係長などが育ってまいりましたし。あとは副館長については囑託ということで、一番大きなものはそういうところでございます。それも、ある程度もういっぱいばいばいものですから、今後検討したいと思っております。よろしくおしいします。

**金子勝寿委員** 済みません、全体的なところでなんですが、ほとんど全部非公募ということで、ガイドラインには非公募である場合は、それを市民に対して説明に努めなければならないという形で記載されてはいますが、この辺はどういう形で説明をなさるのか、これは副市長のほうがいいのか。担当部長さんがきょう、いらっしやらないので。

**副市長** 済みません、よくわかりません。

**金子勝寿委員** ほどほどにしますから。あと審査会。外部の人を招聘して、いわゆる審議会ですね。必要に応じて行うということが書かれてはいますが、例えば非公募等になると、非常に専門的であると。現場サイドだけで判断するのも妥当性は決してないわけではないですが、外部の方をいわゆる選定審査会に招聘して意見を聞くということを行わなかった理由は何か、全项目的にあれば。

**副市長** マニュアルでそういうふううたわれておりますが、今までこういうケースで外部の方の御意見を聞く、施設そのものの特性にもよりますのでですね、特にその特段の必要がなかったということが主な理由だと思えます。ただ、今後ですね、御指摘いただきましたとおり、その施設、そもそもこの指定管理者というのは、行政のスリム化ということもそうでしょうし、私は、民間と言いますかですね、第三セクター、あるいは公団、公社みたいなものも含めまして、事業団も含めましてですね、それを育てていって、それを育てることによって行政がいわゆる仕事を切り出してですね、民業を育てていくというようなことが、両方の目的だろうということもございませぬので、そういう意味から、行政だけでなくですね、将来的にはかなりの経営のきちんとしたノウハウがわかる方をですね、審査会、あるいは審査のアドバイザーとしてですね、御意見を聞くというようなことも

必要になってくるかなというふうには思っております。

**金子勝寿委員** それとですね、もう1点、最後になるかと思いますが。各議案ごと、施設ごと、ありますね。モニタリングをどういうふうを実施していく予定なのか。なぜ聞くかという理由は、この間の重油の事故のように、実際現場等のモニタリングと言っても書類だけで終わらせているケースが多い。また、モニタリングの回数も、日報なのか、月報なのか、または半年に1回なのかというところ。各担当課で担当係長なりがどうモニタリングを行っていくのか。それをどういう、各、ここに指定管理者で出てきた施設、議案ごとでいいので、どういう形でやっていくのかについて、まず月ごとにやるのか、毎日やるのか、で、どのくらい施設に赴いてやるのか、もしくは、担当者と常にやっていますでもいいですけど、その各課ごと、ガイドラインにはいろいろやり方が書いてあるんですが、頭から説明いただけますか。

**福祉課長** それでは、障害者施設の関係からお願いしたいと思いますけれども、おっしゃるとおり、施設の設置目的を達成するために指定管理者が協定書だとか仕様書を遵守した中で、施設の管理が適正に行われているかどうかをチェックすることと、サービスの向上のためにモニタリングが必要だということは、お話があるかと思えます。その中で、ふれあいセンター洗馬だとか、その辺の施設につきましては、日報、月報の提出というのがあります。あわせて、事業計画書だとか事業報告書があります。それと、年に1回アンケート等をしていただく中で、満足度とかそういうものの調査をしていきたいというふうに考えているところです。また、今回なんですけれども、多少普遍的なところがあったんですけれども、9月15日の日に、実は福祉関係のものでモニタリングと言いますか、相互のモニタリングというのをさせていただきました。これは、本来でしたら年度末にきちんとやるべきものなんですけれども、ガイドラインが整備されたということがありまして、初めての試行ということでやらせてもらいました。その中で、業務内容については計画どおりなされているか、人員配置についてはどうかとか、そういうようなことを施設に聞く中で、それぞれのチェック表をもとにしまして行うと同時に、現場に赴きましてそれぞれの施設管理が適正になされているかということを、今回初めてですけれども、やらせていただきました。このようなことをまた年度末にきちんとやっていきたいというふうに考えております。

**金子勝寿委員** 一括で読み上げてください。

**長寿課長** 今のモニタリングに対しましては、福祉事業部として行いましたので同様でございますけれども、社会福祉センターの事故を受けましてですね、現地に福祉事業部として赴きその管理について確認をしたところでございます。ただ、月々の報告につきましては福祉課と同様でございます、月々月報で報告を受ける中で電力使用量、あるいは実際の利用者等についての確認をし、また年間、一年度分のモニタリングというものにつきましては、先ほどの福祉課と同様に年に一度、報告を出していただく中でモニタリングを行った。来年度につきましては、またそれを現地に行き行って行うということも含めてやってまいりたいと考えています。

**芸術文化担当課長** 文化会館につきましてはですけれども、運営状況につきましては日報等をつけておりまして、それをまとめて月に月報という形で御報告いただいております。なお、事業計画、報告につきましては、それぞれお出しをいただくこと。なおかつ、今度の指定管理からですけれども、各芸術文化の事業ごとにですね、細かい事業の計画、あるいは報告、決算等につきましてもお出しいただくような形をお願いしております。また、市民ニーズに応えるべき部分がございますので、アンケート等、市民アンケート等も独自に指定管理者のほうで実施する予定もあります。市のほうにつきましては、まとめて最後に全体の経営状況につきましてそういった報

告をもとにしましてですね、最終的なモニタリングをさせていただくと、そんな形で行いたいと思います。

**金子勝寿委員** じゃあ、要望ですが、日報、月報を細かく書いていただくのは大変いいことだと思いますが、逆に仕事もふえるので、施設自体、市内ですね。特に文化会館はすぐ担当課の横にありますし、ほかの福祉施設についても、いわゆる定例的に指定管理者の管理責任者と担当係員が話し合う場を持っていただただけで大分違うと思うんですね。で、マニュアルを書くには、まさに定期的な部分、月1回でもいいですし、半年に1回だとちょっと少ないかなという気もしますが、その辺をマニュアル化していただくこと。いわゆる担当がまた異動したら、半年に1回のものが年1回になったという話では、結局また重油流出みたいな事故になりますと、あとの、非常に管理責任というのはお互いに悲しいことになりますので、そのためによく、定例的に決めごととしてやっていただければいいのではないかと思いますけれども、報告書を細かく書くことだけがいいわけではないので、その辺は適宜対応して。要望ですがね。以上です。

**太田茂実委員** 今の関連だけだね、文化会館の光ファイバーはどうなったわけ、もうやめたわけかい。

**芸術文化担当課長** 現在使えるようにはなっておりますけれども、その状況にあわせて使用しているという状況であります。

**太田茂実委員** 先般、子供の短歌フォーラムか。あれは子供に見せてもいいし、今回出初め式等があるわけですね。だから、新しい方が見えるわけですよ、この会館に。塩尻市のそういう場でPRしていかないとうまくないと思うんだけど。私どもから見れば古くて、更新してほしいなというように思っております。そんなことをぜひ配慮していただきたいなと思います。

**社会教育課長** 開演時間との絡み等でもって省くというような部分も、主催者によってはございます。できる限りレザンの担当のほうからですね、これどうしましょうか、という提案をしたりしながらですね、活用について十分図ってまいりたいということをお願いします。

**委員長** ほかに、よろしいですか。全体を通して御意見ございませんか。

**金子勝寿委員** もう一回。ガイドラインはどれだけ職員の皆さんに周知されているのか、まだできたばかりですけど、これ非常によくできていると言ったら変ですけど、他市よりも細かく設定してあるんですが、その辺が内部の周知のほうはどの程度されているのか。

**副市長** それぞれこれに従ってですね、そのできる前は、それぞれのところで個別の判断がございましたので、指定管理を選択する際には、これをガイドして使っていくと、こういうことであります。

**金子勝寿委員** 説明会等を一回ぐらい開いてもいいんじゃないかなと思いますので、また適宜よろしくをお願いします。

**委員長** 私からも一つ。社会福祉センターの重油流出のことがありましてして、今度、指定管理を受けている社協の皆さんが職員として働いていて、直接市民の人たちと対応されていると思うんですけども、それぞれの施設におきまして、利用者の市民の方から受けたさまざまな情報とか、感想とか、寄せられたものについて、やはり機敏に対応ができるようにしていただきたいということと、それから、今その施設で抱えている課題などについて、きちんと利用者に説明ができるような指定管理者としての責任を果たしていただきたいなというふうに思います。と言うのは、例えば具体的な例で言えば、社会福祉センターで地上配管にすればすぐお風呂を使えるようになるのに、どうしてすぐ使えないのっていうふうに市民から聞かれた時に、何て答えるかということだ

と思うんですね。その時に、例えば、その対応された指定管理にかかわる職員の方が適切な説明を行えば、ああ、そういうふうに重油がほかへ回っていないかどうか調べて、それがわかって再開されるんだっていうような、そういうふうに理解が進むと思うんですけれども、それが適切に行われないと、すぐできそうなものだけでもどうしてやらないんだろう、ということだけでとどまってしまうということもあります。それは、各施設において、それぞれ利用者の皆さんが持っている疑問や何かに対しての対応として、同じことが言えるのではないかなというふうに思いますので、その辺を指定管理の管理者の皆さんに徹底をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

ほかに御意見、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、ないようですので、議案第6号から第10号までについて、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第6号塩尻市障害者福祉センターの指定管理者の指定について、議案第7号塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第8号塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第9号塩尻市文化会館の指定管理者の指定について及び議案第10号塩尻市精神障害者授産施設の指定管理者の指定について、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

**議案第20号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費中9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費**

**委員長** それでは次に議案第20号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費中9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費についてを議題といたしますが、時間の関係もありますので、5款労働費のところまでの説明を受けて休憩としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、説明をお願いいたします。

**総務課長** それではよろしくをお願いします。補正予算第7号、22ページになります。中ほどからの16目市民交流センター費ですが、すべて人件費関係の補正となっております。以降の歳出補正予算全体を通しまして、人件費につきまして今回多くの科目で補正をお願いしてございますが、この人件費につきましては、人事課指示額ということになります。補正理由が他の該当科目とも共通しておりますので、私のほうから一括説明させていただき、以降、特殊なものを除きまして各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、御了解願いたいと思っております。

人件費につきましては、本年度の人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与体系に基づいた改訂を行いまして、月例給及び期末勤勉手当の引き下げが行われております。これに本年度中の人事異動に伴う内容を加味し

たしまして、年度末までを見通した上での各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いしてまいっているところでございます。また、給与等にかかります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員等の社会保険料につきましては、当初予算編成時より負担金率、保険料率がそれぞれ上がっておりますので、基本的には増額補正をお願いしております。人件費関連については、以上で説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

**福祉課長** それでは、26、27ページをお願いしたいと思います。3款の民生費1項の社会福祉費1目の社会福祉総務費の中で、職員給与費は今言ったとおりですけれども、ケースワーカーが1名増員したことによりまして、この項目から639万4,000円減額しまして、33ページにあります生活保護総務費の職員給与費に組みかえるものでございます。

その下の2目の障害者福祉費の障害者福祉事業において925万2,000円の補正をお願いするものです。主なものでは、2番目にあります地域活動支援センターの事業補助金544万8,000円の減額は、NPOのマシュマロが運営しております地域活動支援センターが、平成22年の4月からエフォートマシュマロということで、障害福祉サービス体系の就労継続支援B型というところなんですけれども、そこに移行したということでありまして、これまで補助金だったものが、後のページで、下のページになりますけれども、障害福祉サービス費の給付費のほうに回るため、この補助金を減額するものです。

次の障害者自立支援対策特別対策事業補助金935万6,000円の増ですけれども、これは障害者自立支援法の施行に伴いまして新法への移行時に円滑に進めるようにということで、あわせて障害者等への負担軽減を図ることを目的にしまして、県の基金による事業を行うものです。事業内容は、旧法の施設が新体系へ、事業所に移行するに当たりまして、移行後の報酬額が、旧体系による報酬額の90%を下回る場合に、その額を補助するというものです。その事業運営安定化事業が主なもので、これは県から4分の3、委員長さんからちょうど御質問がありました、旧法への支援の方法ということで90%未満の方については差額を保障するという、そんな内容のものでございます。

次の地域生活支援の給付事業ですけれども、これは障害者の日中活動の場を施設等において確保し、障害者の家族への就労の支援だとか、日常介護している家族の一時的な負担を軽減する日中の一時支援、そういうものがあります。それと、屋外での移動が困難な者に対する支援を行う移動支援。それと、ホーム入浴というのがありますけれども、それぞれの利用者が増になったことによりましてこの金額を補正するというものでございます。

次のものですけれども、障害者の福祉扶助費の障害福祉サービス給付費ですけれども、1億5,333万5,000円を増額しまして、総額で3億4,440万円とするものです。これは、入所施設やグループホーム、ケアホームで、これまで利用者の負担というものがあつたんですけれども、これが軽減されてきているということ。それと、先ほどマシュマロが新体系に移行したことによりまして、それが扶助費に回ったこと。それとあわせて、利用者の利用回数が増になったということから、この1億5,000万円余が今後見込まれるということでこの額を増額させていただきました。この中では、結構それぞれの項目があるんですけれども、例えば居宅介護というようなことがあるんですけれども、自宅で入浴、排泄、また食事などの介護をしているものが大体1,400万円ふえたとか、また生活介護が4,100万円の増だとか、また短期入所、ケアホーム、施設入所等では1,200万円から1,900万円のそれぞれ増加があつたこと。それと、先ほどの就労計画がそれぞれ新法

に変わったことによりまして、それで2,700万円ほど増額になっているというものが主なものでございます。私からは、とりあえず以上です。

**長寿課長** 私からは、27ページの下の方、3目老人福祉費でございますけれども、この中の説明欄、北小野老人福祉センター運営事業、その下の高齢者等生活支援事業、その下の高齢者生きがいづくり事業につきましては、人件費の補正でございますので、先ほどの市民交流センター費の説明と同様でございます。

次のページ、29ページをお願いいたします。介護基盤整備費の地域介護・福祉空間整備補助金90万円でございますが、認知症高齢者グループホームが消防機関への火災報知設備を整備することに対しまして補助をするものでございます。具体的には、片丘地区でございますグループホームのさとび、それから宗賀地区のグループホームのまほろばについて整備したものでありまして、こちらの財源につきましては、全額国の交付金でございます。

その下の黒ポツ、介護基盤整備補助金540万円でございますが、今年度、今井歯科医院が片丘地区に建設を予定している認知症高齢者グループホームに対しまして、開所前の準備資金に対して補助金を交付しようとするものでございます。これにつきましては、財源が全額県の補助金でございます。以上でございます。

済みません、もう一個ありました。あ、以上です。

5目ですね、介護保険事務費の社会福祉事業繰出金、29ページでございますけれども、5目の介護保険事務費の社会福祉事業繰出金、介護保険事業特別会計繰出金468万6,000円でございますが、介護保険事業特別会計の補正に伴いまして、市の法定負担分を補正しようとするものであります。詳細につきましては、介護保険事業特別会計で申し上げます。

**福祉課長** では、資料等がありますので31ページの子ども手当扶助費をお願いしたいと思います。これは、子ども手当扶助費1億1,700万円を減額するものでございます。これは、地方公務員等の子供の手当につきましては、市の一般会計からこの会計を通さずに直接事業者である市町村、例えば市だとか、県だとか、そこから支給することとなっております。受給家庭の職業支給に当たりましては、受給家庭が例えば職業がどんなものがあるかということは、当初一万幾らの対象でしたので、とてもちょっと調べることができなかったということがあります。そこで、対象の受給者として提出されたもののうち、未提出者についてその状況について、未提出者がどういう状況なのかということを変更して福祉医療のほうだとか、そちらのほうを調べさせていただいた結果、自治体の公務員が、県職、ですので、先生だとか警察だとか、それぞれそれぞれの研究所の職員等が、大体市内に450人くらいいらっしゃいました。そのお子さんにかかわるものが大体900人くらいいらっしゃいまして、900人の10カ月分となります1億1,700万円を、ここで減額するものです。当初、公務員の把握はできなかったかということであるかと思うんですけれども、ちょうど4月の調査時点で、塩尻市役所の該当するお子さんについては188人ということであっていただけなんですけれども、本市のように現況の未提出者をここで一斉調査する中で、そのような調査ができた塩尻市みたいなところが。それと、今回多すぎてできなかったところは、最終は3月にそれぞれ減額補正をするというようなところがそれぞれあるというふうに聞いております。そういう中で、今回は900人ということで、1億1,700万円を減額させていただいたということでございます。

続きまして33ページをお願いいたします。そこで、先ほどお話ししたとおり、職員給与費につきましては、ケースワーカーが増員することで組みかえということです。その下の生活保護扶助費でございますけれども、ここで4,



822万1,000円を補正しまして、総額で5億817万2,000円とするものであります。これですけれども、やはり生活保護受給者が多くなってしまったということの関係で補正するものでございます。11月の生活保護の受給世帯ですけれども、243世帯358人となっております。昨年の11月と比べますと、35世帯52人、伸び率では1.13倍です。4月に比べますと15世帯の27人ふえまして、1.08倍となっております。4,800万円の内訳なんですけれども、その主なものとしましては、やはり生活扶助費の3,400万円、それと住宅扶助が950万円、それと教育扶助等でございます。以上でございます。

**男女共同参画課長** 労働費につきましては、先ほど伊東課長のほうから御説明がありましたとおり、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

**委員長** それでは、労働費のところまで説明を受けたところでお昼の休憩にしたいと思います。午後1時15分再開いたしますのでお願いいたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時15分 再開

**委員長** それでは休憩を解いて再開いたします。午前のところの説明を受けましたので、委員の皆様より質疑を出していただきますようお願いいたします。

**芸術文化担当課長** 先ほど議案第1号で御質問いただきましたことにつきまして回答させていただきます。太田委員さんからの質問でございますけれども、榑川文化施設4館につきましての入館料の増額見込みでございます。平成21年度の個人入館者をベースにいたしまして、それに対する増加率ということで、全体で約225万円の増加でございます。そのうち、中村邸につきましては約172万円でございます。お願いします。

**委員長** 太田委員、よろしいですか。

それでは、午前中説明を受けた件につきまして、質問ございましたらお願いいたします。

**中村努委員** 31ページの子ども手当扶助費の関係ですが、これ、児童手当の時は公務員のお子さんへのやり方というのは、どうしていたわけでしょうか。

**福祉課長** 児童手当につきましては、その職場、ですので、市役所は市の会計から給与と一緒に給付されていきました。

**中村努委員** 市以外の公務員の方の、要するに今回のような仕分け作業でやったんですか。

**福祉課長** ですので、児童手当やなんかはみんな申請主義なものですから、公務員の方からは申請はされていないということで、児童手当の中では公務員は除かれていました。

**中村努委員** そうすると、子ども手当は申請主義ではないというふうに考えていい。

**福祉課長** 子ども手当も申請主義です。ですが、公務員の場合には事業者、市から、例えば県から出されるものですから、それには該当になりませんということで御通知は出ております。

**中村努委員** 児童手当の時の作業と、今こういう説明があったような作業と、何が違うのかよくわからないんですが。

**福祉課長** 児童手当の場合には、それぞれ現況届けというものを提出していただきます。それに基づきまして給付をします。子ども手当も同じく現況の届けだとか、それと中学生以上については、新たに給付の届けを出して

もらって給付をしました。市の場合には、特別申請はしないと。それぞれで毎年それぞれ扶養の届けを出しているものですから、その中でチェックをして手当が出るものですから、公務員からは何もしていない。現況届も何も出していないということになります。

**中村努委員** 児童手当の時は、そういう手続きで、こういう補正で減額をしなきゃいけないようなことってなかったわけですよ。なぜ同じ手続きをしているのに、子ども手当はこういうことになるんですかということですよ。

**福祉課長** 詳しくは係長から御説明させていただきます。

**生活福祉係長** 児童手当は課長が申し上げたように、制度としては子ども手当と同じでして、公務員の場合は各所属長のほうから支給されます。今回、子ども手当、増額があった、所得制限がなくなりました。中学生も対象になりました。ただ、この手当の対象となる人、そのうち所得制限の該当なのか、それとも公務員で今まで申請していなかったのかということが、こちらではちょっとわからなかったものですから、当初の予算では該当となる子供すべてを見込みまして、当初予算では算定したということでございます。で、対象世帯を抽出したんですよ。今まで児童手当を支給していた世帯以外で、対象となる1歳から中学生までのお子さんのいる世帯で、児童手当を受けてない、そういう世帯を抽出して、最初に通知を差し上げたんですけども、その中の名簿では公務員かどうかというのは、こちらではちょっと把握できなかったものですから。で、今回に限って減額ということになってしまったんですけども、今は、公務員ということ把握できていますので、こういった補正は、来年度以降はないということでございます。

**中村努委員** わからないけど、まあ今年度限りということならあれだけ、何か非常に事務事業のコストが余分にかかっているんじゃないかなという気がしますので、よっこなことに時間を取られないようにお願いします。

**永田公由委員** いい、ちょっと関連して。子ども手当に関連してね、いわゆる文科省の通達で給食の滞納とか、保育料の滞納とかをなくすために、子ども手当と引き落とし口座を同一にしてほしいというような要請があったというふうに聞いていますけど、市内の状況はどうか。

**教育総務課長** 現在、学校給食費につきましては、公会計ではなくて学校会計、いわゆる私会計でやっております。それにつきましては、それぞれの保護者の判断に任せて独自の口座ということでございまして、必ずしも子ども手当の口座と学校給食費の引き落とし口座が同じであるということとはございません。

**永田公由委員** ないってこともわかるんだけど、じゃあ、子ども手当が入ったことによって、今まで給食費なり保育料なり滞納していた人が、それを払ったという例はありますか。いわゆる、幾らかでも入金になったというようなことはありますか。

**教育総務課長** 子ども手当が、例えば保育料ですとか、それから学校給食費に使われるというのが、子ども手当の本来の趣旨でありまして、そのために学校給食費に充てられたというケースがございます。

**永田公由委員** それじゃ、幾らかでもその手当が支給されたことによって、いわゆる未納の額というのは少なくなっているということですね、市内においても。

**教育総務課長** 経済的な面では、そういう面で改善が図られたというふうに思いますけれども、本会議の答弁でも申し上げましたように、滞納する家庭の滞納の理由がですね、規範意識の低下、経済的な理由のものよりも規範意識の低下というのがありますので、一概にはそういうことは言えないんじゃないかと思っております。

**中村努委員** 答弁でね、未納対策としても子ども手当と相殺したいという趣旨の答弁だったかと思うんですが、そうすることができるようになる条件というか、どういうことになればそうやることができるんですか。

**子ども教育部長** 今、子ども手当の給付に関しましては、対象者すべてが口座を設けておりまして、そこへ入るようになりますので、私どもが公会計化をして、そこから各御家庭から給食費をいただく際にはですね、その今、子ども手当を受け入れている口座から引き落としをさせていただければ、一番確実な形になりますので、それはそれぞれの保護者の御了解をいただくこととなりますけれども、そうした形ですね、進めていきたいというのを、今、検討しているということでございます。ただ、大きな趣旨というのは、やはり学校ですとか、保護者の給食費の徴収ですとか、それを処理するための事務が非常に煩雑になってきていますから、そういった軽減を図りたいというのが一つでありますけれども、公会計として取り組んでいく以上は、やはり滞納といったものをなくしていきたいという部分もプラスをしていきたいという部分がありますから、現在検討としては、確実な面としてですね、子ども手当が入りました、で、直接そこからいただくことは法律で禁じられていますから、一たん入りました、入ったところから間髪入れず引き落としをさせていただくということがいいのかなというのが、今の考え方でございます。

**永田公由委員** 続けて、27ページの障害者の福祉扶助費ですけど、これ、1億5,300万円というと、大体当初予算に匹敵するくらいの補正なんだけれども、先ほど、いろいろの負担軽減だとか、いろんな理由を挙げられていたんだけれども、これはあれですか、ここでこれだけの補正が出てきたということは、国の方針が大きく変わったということですか。そうじゃなくて、塩尻市の中でそれだけの、いわゆる人がふえたりとか、そういう何か施策みたいなものが変わったということですか。当初予算1億6,000万円だったのにさ。

**福祉課長** 確かに、今おっしゃいました軽減策によりまして、大体試算では300万円くらいが、例えば今まで一万幾ら払った方が払わなくなったのか、例えばケアホームの場合はほとんどもう負担金がないとか、その関係が大体300万円くらいあります。そのほかとしましては、やはり利用者の増加、それと一人当たりの利用時間の増加というものがあります。例えば、居宅介護ということで1,400万円、今回補正させていただいたんですけれども、これが大体4人がふえたということとあわせて、一人当たり3.6時間がふえているということで、だんだんこの制度が浸透してきたことにより、多くの者に利用されて、それとまたあわせて利用時間も長くなってきたと。その関係で、やはり少しずつのものが積み重なってこのくらいの額になるということですよ。

**永田公由委員** そうすると、これがなければ、それまでは結局利用者が負担していたということがあるわけだね。

**福祉課長** はい。

**太田茂実委員** 保育所運営費が出ているからちょっと関連で聞きたいんだけど、おとといか、問題が出て、ある保育所の、保育所廃止って言えばいいかな、廃園か。そういうことは十分地域に、あるいは保護者とのコンセンサスを得てですね、そういう方針になったのか、市の体制というか、保育園整備計画の中からそういう形を取られたのか、その点だけちょっとはつきりしてもらいたい。

**子ども課長** 保育園の廃止につきましては、市の施設計画に位置づけて実際に廃止していくということ、これまで進めてまいりました。今回につきましては、まずは計画をつくりまして、そういう方向性を持たせるわけですけれども、これまで同様、一番大きいのは人数で、子供の数、児童数でそのラインを引かせていただいて

おりますので、そこに該当するしない、あるいは将来的に子供の数の増加が見込めないということから計画をさせていただきます。その計画、一応今回も案という形でお示しをする中で、地元、それから保護者の理解を得るよう、現在進めているところでございますのでお願いします。

**太田茂実委員** 市の計画はそういうことで、将来を見込んでということでしょうけど、やっぱり家庭によってはですね、ほとんどが3年保育を願っているというか、希望している子供さんが多いと思うんですね。そういった場合に、その保育園に入ったが、来年になったら他へ移らなきゃいけないということを非常に懸念しているという子供というか、家庭が多いし、地域的にはそういうこともある。その辺のところをですね、十分精査した上で進めていかないと、30人、40人の子供だから、そういうことでなくて、新しいこども園の新設というようなこともあるようだけでも、その辺をしていかないと、せっかく今まで運動して子供の保育所の運営がされてきたのにかかわらず、最後になってこう、最後と言うか、今になってそういう問題が起きるということは、どうもうまくないというふうに思うし。民間が参入するわけですから、私立と市立との差というのがはっきり出てしまうし、また、保育園の入園についてはそれぞれの家庭が希望するわけです。希望するところへ入園できるという状況の中でですね、人数さえあれば、要するに保育園に就園する子供の数さえあればというのではなくて、それだけでは、これからスムーズにいかないではないかなということも懸念するわけです。例えば、例えはちょっと出したくないけど、言わんとすることはわかる人はわかっているんだが。そういう問題をね、じっくりやっていかないと、計画、計画だけで進めていったのでは、きっと問題点が多いんじゃないかなというふうに思うんですよ。

**こども教育部長** 今回、定数あるいは施設整備計画を含めた計画として、案としてお出しさせていただいたわけでありましてけれども、そういう中ですね、一時に同じ情報をお伝えしていくことの難しさというのを感じたところでもありますけれども、そうした意味では、一番御心配をいただく保護者の皆さんに、桔梗ヶ原保育園の問題ですが、知られたというのが前後してしまったということについては、ある意味で不手際ということでおわびを申し上げなきゃいけないかと思っておりますけれども。私どもとしましては、なかなか一時に、先ほど申し上げたとおりそういう機会がつかれないものですから、その中であちこちにお知らせをしたり、御相談を申し上げなきゃいけないということも一方でありまして、そういうことのためにですね、今、案としてお示しをしているいろいろな課題があればお聞きをして、改善できるものがあれば改善をしていきたいというふうに取り組んでおりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っておりますし、民と公の差ということにつきましても、そういう差が生じないように指導したり、ある程度、公と私のバランスをとっていくというの、私どもの仕事でありますので、そこら辺にも十分意を用いてまいりたいというふうに考えておりますので。ただ、ただ定数だけでなくというお話でありますけれども、一つには、これまで60人という一つの基準を設けまして、これを下回る場合については、将来的にこれを上回る見込みがないということも十分調査してですね、そうした上で、統合なりという形を進めてきたわけでありまして、今回の桔梗ヶ原保育園については、将来を見ましてもなかなかこの数字を回復することは難しいだろうということの中で、あわせて整備計画を進めさせて、案としてですね、策定させていただいたものですので、御了解をお願いしたいと思います。

**委員長** この件につきましては、審査終了後、時間が取れましたら時間を取りたいと思っておりますので、補正予算の審査のほうを続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**太田茂実委員** 目出しはしておかないと。

**委員長** そうですね、時間取れると思いますので。

補正予算の説明を受けた部分について御質問、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、教育費についてお願いいたします。

**教育総務課長** それでは資料の50、51ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費のうち2目の事務局費、それから5目の学校施設集中管理費につきましては、人件費の補正でございますのでよろしくお願いいたします。

2項小学校費の学校管理費、一番下の事業で小学校管理諸経費の中、燃料費の増額補正をお願いするものでございます。灯油の単価の上昇に伴うものでございまして、当初1リットル当たり70円であったものが、1リットル当たり77円に上昇したということでございまして、この小学校管理費で137万6,000円、それから次の53ページのほうに出てまいりますけれども、中学校の管理諸経費で107万4,000円、同じページの小学校の給食運営費で41万2,000円、それから55ページにございますが、中学校の給食運営費の中で30万5,000円、トータルで316万7,000円の増額の補正をお願いするものでございます。燃料費につきましては節減に努めてまいりましたけれども、これまでの使用実績、それからこの冬期を迎えまして平成21年度の使用実績を参考に試算した結果、不足が見込まれますので補正をお願いするものでございます。

続きまして52、53ページをお願いいたします。2目の教育振興費、就学援助費でございます。小学校児童の就学援助費でございますけれども、平成21年度、344名の実績に対しまして、平成22年度は362人の見込みでございます。人数の増に従いまして学用品費等の経費の増額が見込まれますため、265万4,000円の補正をお願いするものでございます。3目の給食施設費につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4目の広丘小学校建設費の中の細節、下水道受益者負担金33万6,000円の増額をお願いするものでございますが、これまで受益者負担金が賦課されていなかった用地、現在の体育館の建設用地でございますけれども、ここに今新しい体育館を建設するということでございまして、このことに伴って受益者負担金が必要となってくるということでございます。なお、学校用地でございますので、減免率が75%でございまして、この金額は25%分を計上したものでございます。

それから54、55ページをお願いいたします。2目の教育振興費、就学援助費、中学校の生徒にかかわる就学援助費でございます。平成21年度、195人が実績でございましたけれども、平成22年度は201人を見込んでおります。やはり学用品費等の増額の補正等で318万3,000円をお願いするものでございます。

3目の給食施設費でございますが、燃料費につきましては先ほど申し上げましたとおり、灯油の単価の増に伴うもの。備品修繕料60万円の増額補正でございますけれども、厨房備品の修繕料でございます。これまでの備品の修繕といたしまして、牛乳保冷庫の装置の交換に多くの経費を要しまして修繕料が不足している状況でございます。今後、また早急に修理をすべき備品もございまして、そのための費用、それから上半期にかかわる所要の修繕料を見込んで60万円の補正をお願いするものでございます。

**こども課長** その下、4項1目の幼稚園費をお願いいたします。説明欄にございますが、私立幼稚園就園奨励

費補助金の増額補正をお願いするものでございまして、申請者の審査が終了したので、ここで補正をお願いするものでございます。539万円を加えさせていただきまして、総額では、就園奨励費2,469万7,000円を予定しております。なお、支給対象児童につきましては269人の予定でございます。

**社会教育課長** それでは56、57ページをごらんいただきたいと思います。2目総合文化センター管理費についてでございます。この中、総合文化センター管理諸経費1,220万円の増額補正をお願いするものでございます。先の11月9日議員全員協議会の席上でもお話をさせていただきましたけれども、図書館の移転に伴う総合文化センターの施設の改修工事という部分につきまして780万円、また、備品等、会議室等の備品、いす、机等含めて440万円ということでございますので、よろしく申し上げます。

**図書館長** 同じページをお願いいたします。4目図書館費でございます。大きな丸が3つございます。一番下の丸でございます。図書館事業諸経費。国際ソロプチミスト松本様からいただきました寄附金をもとに児童書の購入をさせていただくための図書購入費として20万円の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

**スポーツ振興課長** それでは、60、61ページをお願いいたします。6項保健体育費1目保健体育総務費でございますが、特定財源、その他諸収入でございまして、107万4,000円。これにつきましてはスポーツ振興事業助成金が交付決定になったために、特定財源が107万4,000円増で、一般財源107万4,000円の減額ということで、財源内訳が変更となったものでございます。

それからその下、2目の体育施設費でございますが、地方債、市債140万円の増でございますが、これにつきましては地域活性化事業債で工事を行います洗馬小学校の夜間照明施設の改修工事につきまして、起債の充当率が75%から90%に変更になったために140万円増額ということで、これにつきましても一般財源が140万円減額という、財源内訳の変更というものでございますのでよろしく申し上げます。

**委員長** それでは、説明を受けましたので委員の皆様から御質問があればお願いいたします。

**永田公由委員** 就学援助費というのは、いわゆる所得が低い方とか、財産がない方とか、いろんな理由はあると思うんだけど、これだけの数という結構な数なんだけど、どういう基準でやっていますか。

**教育総務課長** 就学援助制度につきましては、学校教育法の中に、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者への就学援助という項目がございまして、認定要件につきましては、市民税の非課税世帯であったり、あるいは児童扶養手当の支給を受けていたりという世帯、そのほかに、経済的な理由で就学に困っているという家庭が対象でございます。この経済的に困っているというような要件につきましては、生活保護の生活需要額のおおむね1.3倍以内の世帯につきまして就学援助受給世帯ということで認定をいたしまして支給をしているという状況でございます。

**永田公由委員** これはあれ、現金で支給するわけ、それとも物で支給しているわけですか。

**教育総務課長** 学用品費等ですとか、給食費等ですとか、あるいは校外活動費、いろんな費目がございまして、口座振り込みによって行っております。

**永田公由委員** 口座振り込み。そうすると、この金がほかに回るというようなことは考えられないですか。いわゆる、確実にそのことにまた戻ってくると言えば変だけど。

**教育総務課長** 特に給食費につきましては、給食費を滞納するような経済的に苦しいという家庭に対して支給

されますので、この給食費をもって学校の給食会計に充てさせていただいているというような状況でございます。

**永田公由委員** それじゃ、ほかに回るといことはないということだね。

**教育総務課長** ございません。

**太田茂実委員** 燃料費の値上がりで、ほとんどの学校が増額補正になっていますが、これの管理というか、いつも気になっているんですが、ポリの携行缶をずらっと並べてあるんだけど、あれで、何と言うのかな、火の用心といえば、たいていは問題ないだろうね。で、どういう管理。だれが給油して、どういう管理をしているか知らないけど。あれは、例えばタンクがあって、そこから注入して来るわけ。それに携行缶が、それぞれのクラス別に携行缶がある。それがずっと廊下に集中して置いてあるんだけど、ああいうことで管理はいいのかな。

**教育総務課長** 管理の実態につきましては、担当の係長から答弁させます。

**学校支援係長** 学校の灯油につきましては、大型の保管施設の中から状況に応じまして各担任等がポリタンクに移して、各教室の暖房等に使っているわけでございますが、総合的な管理責任者は教頭でございまして、教室内に、例えば一日置いておくとかですとか、そういったことのないようにきちんと管理をしてございます。もしどうしても教室内に置く場合につきましては、児童生徒の手に届かないような個室等に入れるということで管理をしてございますので、よろしくお願ひいたします。

**太田茂実委員** 教室にあったかなあ。なんか廊下に並べてあったような気がするなあ。空だけど。

**学校支援係長** 一時的にそういう状況があらうかと思ひます。その日のうちに必ず生徒の手の届かないところに移しかえてございますので、よろしくお願ひいたします。

**委員長** ちょっと燃料に関してですが、ちょっと私のほうからも質問したいんですが、学校、去年の冬、寒い時のことなんですが、学校へ行ったら職員室の先生が防寒着を着て仕事をしていて、それはもう暖房費が節約されて、寒いのでそういうことをやっているという話を、それを見てきたという人の話を私は聞いたんですけども、まあ去年の実績に基づいてというので値上がり分を計算されたようですけども、実績自体が非常に無理やり節約を強いた中での実績になっていないか、そこら辺は大丈夫でしょうか。

**教育総務課長** 各学校ともISOにも取り組んでおりまして、燃料費は学校関係費、当初予算なかなか厳しい計上をさせていただいております。何とか当初予算の中で燃料費の執行について乗り切っている状況でございますが、今回は前年度実績の、特に冬期間の使用状況を見込んで計上させていただいているということでございまして、健康を害すほど、学校管理運営上支障が出るほど節減に努めるということは、私どものほうからは申し上げておりませんので、適切にこの燃料費は執行されるものと思っております。

**委員長** 先生方は非常にまじめなのでね、節約をしろということと言われると、ちょっと寒いのもそうやって防寒着を着てというようなことでしのがれていたのかなというふうにも思ひんですけど、実際、子供たちの健康上の問題もありますし、無駄に使うことはないようにしていただかなきゃいけないんですけども、必要以上に自己規制されないように適切に利用していただけるように言っていただきたいと思います。

**中村努委員** 今、寒いという話があったんで、その関連で暑いという話で。ことしの夏休み明けの暑さで、本会議でも扇風機という話が出ましたけれど、熱中症とかのそういったことはありましたでしょうか。

**教育総務課長** この夏の熱中症という話は聞いておりません。本会議でも御答弁申し上げましたように、各学校でそれぞれの取り組み、タオルを首に巻いたり、あるいは水分を補給したり、各家庭から扇風機等をお借りを

したり、あるいは、コンピュータ室のエアコンを使ってクールダウン対策をしておりましたので。特に、運動会の練習につきましては、その暑い時期の中の練習でございましたので、特に学校側から健康管理について十分配慮をしていただいたということでございます。

**永田公由委員** 燃料費に関連して。これはあれですか、燃料の購入については、それぞれ各学校ごと、保育園ごとにやっているのか、それとも、市のほうで一括して業者選定をしているのか、その辺はどうなっていますか。

**委員長** いかがですか。

**教育総務課長** 用度の会計課の用度のほうで一括購入をして、学校のほうに給油しているということになります。

失礼をいたしました。単価契約は一括会計課のほうで行いますけれども、実際は、各学校ごとでございます。

**永田公由委員** そうすると、各学校とか保育園で業者を指定して、単価はこれをお願いしますということをやっているということだね。

**太田茂実委員** 総合文化センターの後なんだけれども、図書館が移動になってですね、この前ちょっと聞いたと思うんだけど、市内の美術品の所有者っていうのか、愛好者っていうのかな、わからないけど。内容はわからないが、美術の展示をしたいという気持ちの方が多いいんだよね。そういうところのスペースというのは、取れるのかどうなのか。

**社会教育課長** 恒常的にずっと一年間通してという部分でなくしてですね、今現在においても文化祭、またそういう部分の機会を通じながらですね、期間限定でそれぞれの愛好者の皆さん、また作品の展示等行っていただくという部分がございます。美術会等でもって総合文化センターの登録団体になっている以外の方についてはですね、今後私どもにも御相談いただきながら、ある一定期間、半月ここの部分で展示をしたいとかですね、というような部分で御相談をさせていただきながら、運用面をもちながらですね、対応していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

**太田茂実委員** じゃあ、期間限定でそういうことは実行していると。だけど、所有者がどういう組織になっているかわからないけど、その所有者に対して徹底をしておかないと、美術館がないのにえんぱーくができて利用してやっているが、美術のほうはどうだと、こう言われたものだから、総合文化センターがあいてるよという話をしているんだけど。ということで、ぜひ広報なり何なり徹底できるようにしてほしいなというふうに思います。

**社会教育課長** 趣旨は十分、私どもにも若干入ってきておりますので、消防法に触れないような形の通路、または壁、今現在も県の写真展の関係がですね、ボードによって行われているというようなこともございます。また、お顔の広い議員さんのお声がけもいただきながらですね、一般広報もさせていただきますけれども、またよろしくおっしゃりたいと思います。

**委員長** ほかにいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** 御意見等もよろしいですか。それでは、ないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



**委員長** 異議なしと認め、議案第20号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費中9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### 議案第22号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

**委員長** それでは、議案第22号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

**長寿課長** それでは、議案第22号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)をお願いをいたします。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,546万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億590万1,000円とするものでございます。

それでは歳出から御説明いたしますので、11、12ページをお願いいたします。人件費以外の部分の補正を御説明をさせていただきます。2款保険給付費の1目介護予防サービス給付費でございますが、要支援1、2の方のサービス利用者の方のサービス利用が増加していることから、介護予防サービス給付費3,300万円の増額。それからその下の介護予防サービス計画給付費、こちらにつきましても同じく要支援1、2の方のサービス利用が増加していることから420万円の増額補正をお願いするものでございます。ちなみに、平成21年の8月の実績と本年8月の実績を比べますと、要支援1の方が昨年度は136人、要支援2の方が昨年度323人、あわせて459人であったところが、本年8月におきますと、要支援1の方が191人、要支援2の方が332人、523人と、14%くらいのサービスの御利用の方が増加していること。こういったことに伴いまして補正をお願いをするものでございます。

ただいまの歳出に対します歳入でございますが、7、8ページから10ページまで歳入がおのおのございます。保険料、3款の国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、6款繰入金につきましては、それぞれ給付費、地域支援事業の歳出の補正に対する法定の割合による歳入の補正を行うものでございますので、お願いいたします。以上でございます。

**委員長** それでは質疑を行います。ありませんか。

それでは、私からちょっと質問させていただきます。要支援1、2の方のサービス利用が増加したということですが、何か理由とか見当たりますか。

**長寿課長** まず要支援1、2の方の認定をされている方の数も同様にふえている。介護認定者の中に占める要支援1、2の方の割合もふえている、それから、おのおの要支援1、2の方のサービス利用率につきましても、サービスの認知度が高まってきたということもありまして、認定を受けてサービスを利用する方の割合もふえている、そういったことが要因だと考えております。

**委員長** あれですかね、今まで要介護だった方が、認定の見直しによって要支援の1、2に繰り入れられている。その傾向も加わっているというふうに考えられますか。

**長寿課長** 要介護1であった方が要支援2になるということも、要因としてはあろうかと思えます。

**委員長** その割合とかはわかりますか。

**長寿課長** 今ここで細かい割合というのは把握をしておりませんが、要支援1、要支援2の方が、全体の介護認定を受けている方の中での割合は増加をしている。それは把握しております。

**委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第22号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上をもちまして福祉教育委員会の審査を終了いたしますが、そのほか、何かありますでしょうか。

#### 閉会中の継続審査の申し出

**福祉事業部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中につきましても、福祉、教育、生涯学習、及び市民交流センター行政に関する事項について継続して審査をしていただきますようお願いいたします。

**委員長** 今、継続審査の申し出がありましたが、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 御異議なしと認めます。それではその旨、議長に申し伝えます。

#### その他

**委員長** それでは先ほど、ちょっと時間がありましたらということで目出しをして、廃止保育園の問題で答弁をいただいたところでありましたが、御意見等あればちょっと時間を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「協議会に切りかえたほうが」の声あり〕

**委員長** はい。それでは、閉会に当たりましてごあいさつがあればお願いいたします。

#### 理事者あいさつ

**副市長** 午前中から熱心に御審査をいただきまして、提案を申し上げたすべての議案をお認めをいただきまして、ありがとうございました。審査の中でいただいた御意見につきましては、私ども真摯に受け止めさせていただいて、行政に生かしてまいりたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

**委員長** それでは、以上をもちまして12月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午後2時03分 閉会

平成22年12月17日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長      鈴木 明子      印